自動車特定整備事業者 各位

国土交通省東北運輸局 山形運輸支局長 (公印省略)

令和6年度整備主任者技術研修(学科)の実施について

道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する研修を下 記のとおり実施しますので、貴事業場において研修対象となる整備主任者を受 講させるよう通知します。

記

1. 研修対象者

令和6年10月1日現在、事業場において整備主任者として選任されている者。ただし、複数名の整備主任者を選任している事業場にあっては、整備主任者のうち1名以上を技術研修の対象としても差し支えありません。

※なお、一般社団法人山形県自動車整備振興会以外の山形運輸支局長が認定 した機関で技術研修を受講した場合は、当研修の受講は要しません。

2. 日時及び場所

別紙「令和6年度整備主任者技術研修(学科)実施日程」のとおり。

- ※別添「令和6年度整備主任者研修申込用紙」を記載のうえ、お申し込みく ださい。
- 3. 研修実施機関(運輸支局長認定機関)
 - 一般社団法人 山形県自動車整備振興会

住所:山形市大字漆山字行段1961番地

電話:023-686-4832

※ 研修の受講費用などについては、研修実施機関にご確認ください。

令和6年度 整備主任者技術研修(学科)実施日程

| 実 施 日 | 会 場 | 研 修 時 間 | 備考 |
|-----------|---|-------------|----|
| 11月6日(水) | 【山形】一般社団法人 山形県自動車整備振興会本部 | | |
| 11月12日(火) | 山形市大字漆山字行段1961番地 (電話:023-686-4832) 【庄内】一般社団法人 山形県自動車整備振興会庄内分室 東田川郡三川町大字押切新田字歌 枕109番地6 (電話:0235-66-4091) | 10:30~12:30 | |
| 11月15日(金) | | | |